

## 新型コロナウイルス感染症関連対策事業の実施状況

1 子育て世帯への臨時特別給付金（国事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取組みの1つとして、児童手当（本則給付）を受給する世帯（0歳～中学生のいる世帯）に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給するもの。対象児童1人につき、1万円を支給する。特例給付受給者（所得制限限度額超過）は対象外。申請は不要。（公務員は申請が必要。申請期限 10/30）

（令和2年8月19日現在）

	支給件数（実績）	支給金額（実績）
一般受給者（公務員以外）	6,030 件	99,260,000 円
公務員受給者	660 件	10,740,000 円
合計	6,690 件	110,000,000 円

2 ひとり親家庭等緊急支援事業（市事業）

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯のうち、特に支援を必要とするひとり親世帯等に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給するもの。児童扶養手当受給者（令和元年4月～6月分のいずれかを受給）に2万円を支給する。申請は不要。（1世帯につき2万円を支給）

（令和2年7月10日現在）

	支給件数（実績）	支給金額（実績）
児童扶養手当受給者	737 件	14,740,000 円

3 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（国事業）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、子ども用マスク、消毒液等の消耗品及び備品類の購入に必要な経費について補助するもの。対象施設は保育所、認定こども園、学童保育所等。1施設当たり50万円。（令和元年度からの合計で50万円）

（令和2年7月31日現在）

	支給件数（見込）	支給金額（見込）
公立園等	60 件	23,861,000 円
法人立保育所		
認定こども園		
地域型保育事業所		
届出保育施設（認可外）		
学童保育所		
一時預かり事業所		
病児・病後児事業所		

#### 4 新型コロナウイルス感染症対策支援事業（国事業）

3の事業に加え、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、保育所等において、新型コロナウイルスの感染拡大を防止する観点から、子ども用マスク、消毒液等の消耗品及び備品類の購入に必要な経費、職員のかかり増し経費等について補助するもの。対象施設は保育所、認定こども園、学童保育所等。1施設当たり最大50万円。(令和2年度分)

(令和2年7月31日現在)

	支給件数（見込）	支給金額（見込）
3の対象施設ほか 児童センター、子育て支援 センター	70件	33,600,000円

#### 5 自粛に応じた家庭に対する保育料等の還付（給付費による。国・県・市負担）

酒田市が、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、家庭内保育が可能な家庭においては登園自粛を要請し、それに応じた保育園等に対して保育料減少に対する財政支援を行ったもの。登園自粛要請に応じた園児の日数に応じて保育料の日割り計算を行い、各園に財政支援を行った。(4月実績については6月支給、5月実績については7月支給とした)

登園自粛要請は令和2年4月10付発出、5月25日解除。  
※保育所入所扶助事業予算により、登園自粛要請に基づく

(令和2年6月30日現在)

	支給園数（見込）	支給金額（見込）
4月登園自粛要請分	37園	4,325,970円
5月登園自粛要請分	37園	4,167,270円
合計	74園	8,493,240円

#### 6 臨時休園等による利用料減免経費補助事業（県・市事業）

届出保育施設において、市の要請を受けて臨時休園（家庭での保育を含む）を実施した場合について、日割り計算にて保育料の減額を行った場合の財政支援を行うもの。（県1/2、市1/2補助）

#### 7 放課後児童健全育成事業（国・県・市事業）

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、小学校の臨時休業に伴う学童保育所に対する財政支援を行うもの。平日延長保育（午前中からの開所）に係る運営費補助及び登所自粛要請に伴う月額料金日割り計算還付に係る財政支援。

(令和2年6月30日現在)

	支給件数（見込）	支給金額（見込）
午前中からの開所	23事業所	29,040,000円
要請による欠席に係る補助	1,253人	8,994,500円

## 8 山形県新型コロナ対応従事者慰労金給付補助金（県事業）

新型コロナウイルス感染症の拡大防止等に尽力した保育所等の職員に対して慰労金を給付するもの。一人当たり5万円。（県10/10補助）

（令和2年7月31日現在）

	支給件数（見込）	支給金額（見込）
児童関係施設職員	1,230件	61,500,000円

## 9 ひとり親世帯臨時特別給付金事業（国事業）

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うことが困難になる低所得のひとり親世帯に対し、臨時特別の給付金（一時金）を支給するもの。児童扶養手当支給要件に該当する支給対象者に対して5万円を支給する。併せて児童2人目以降1人につき3万円を加算する。また、追加給付として、新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し収入が大きく減少しているとの申し出があった方に対して5万円を支給する。一部を除き申請が必要。（申請期限3年2月末）

（令和2年7月31日現在）

	支給件数（見込）	支給金額（見込）
基本給付	1,100件	55,000,000円
基本給付（子加算）	550人	16,500,000円
追加給付	810件	40,500,000円
合計	2,460件（人）	112,000,000円